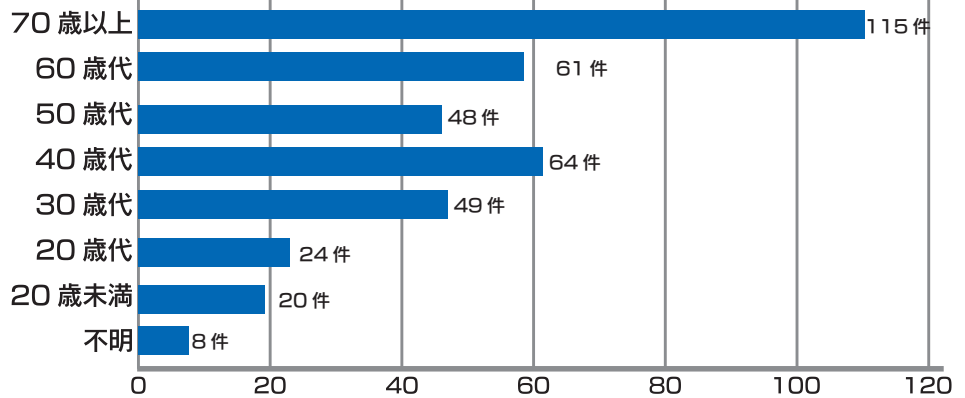


困ったときは その契約、本当に大丈夫？ 消費生活センターにご相談ください！

平成 25 年度に、羽曳野市消費生活センターに寄せられた相談件数は 389 件で、前年度に比べ 56 件（約 12%）増加しました。男女別では男性 162 人、女性 220 人、不明 7 人となっています。年代別では 70 才以上が最も多く、40 代、60 代、30 代、50 代、の順になっています。高齢者の消費者トラブルは、高齢者の「**孤独**」「**健康**」「**お金**」という**3つの不安**に原因があると思われる。

羽曳野市消費生活センター年齢別相談件数グラフ



高齢者の相談が急増

70 歳以上の高齢層からの相談件数は前年度（60 件）よりさらに増加し、115 件で全体の約 30% を占めています。社債や未公開株、ファンド型投資商品などの金融トラブルに遭ったり、銀行からすすめられるまま外貨建てのリスクの大きい生命保険を契約してしまったという相談が増えています。いずれにしても契約内容を十分に理解できていない状態で契約に到るケースが目立ちます。

アダルトサイトからの不当請求

パソコンやスマートフォンから無料情報サイトに接続すると「登録完了」となり、高額な料金を請求されたという相談が年々増加しています。芸能人や占いのサイトから巧みに有料アダルトサイトへ誘導されるケースも多いようです。「退会手続き」をすすめてしまうと、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を相手に知られてしまうこととなります。

運輸・通信サービス (69 件)	・利用料金が安くなると勧誘され、プロバイダーと契約し遠隔操作をされたが安くなっていない。 ・小学生の子供が親のスマートフォンでゲームの有料アイテムを購入し、高額な利用料金を請求された。
教養・娯楽品 (62 件)	・高齢の親が死亡したため新聞を解約しようとしたが、景品代金の返金を請求された。 ・スマートフォンを購入したが、電源がすぐに切れる。
土地・建物・工事 (48 件)	・マンション退去時に、室内のクリーニング費用を請求された。 ・訪問販売で屋根修理工事を契約してしまったが、解約したい。
金融・保険サービス (42 件)	・銀行で強引な勧誘を受けて契約した生命保険を解約したい。 ・以前投資した未公開株の損失を取り戻すと勧誘されて、手数料を支払ってしまった。
食料品 (31 件)	・電話で勧誘され、断わったはずなのに海産物が送られてきた。 ・注文した覚えのないサプリメントが送られてきた。
被服品 (21 件)	・ネットでスニーカーを注文し、代金を振り込んだが商品が届かない。 ・娘の成人式用の晴れ着を契約したが、キャンセルしたい。
教養・娯楽サービス (16 件)	・子供の学習塾を退会したいと申し出たら、高額な違約金を請求された。 ・宝くじが当たったとエメールが届いたが、買った覚えがない。
保健・衛生品 (14 件)	・育毛の無料体験に行ったら、育毛剤を契約させられた。 ・無料の美顔エステが受けられると勧誘されて出向いたら、化粧品を契約させられた。
その他 (86 件)	・満期になった互助会を使用する機会がないので解約したが、返金が少ない。 ・もうかる話があると友人からマルチの販売組織に入会を勧められている。

<消費生活相談>

毎週月・水・木・金曜日 10:00～16:00（水・木曜日は 15:00 まで）

産業振興課 ☎ 947-3715（直通）